

令和7年度山梨県公立高等学校入学者選抜における  
特別選抜制度の運用について

令和7年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項Ⅲ第4及びⅤ第4の規定（特別選抜の出願資格2に関するものに限る。）の適用に当たっては、県内に所在する中学校に在籍する長期欠席者等は、当該者が県外に住所を有する場合であっても、「県内在住の長期欠席者等」に該当するものとする。

なお、ご不明な点は、教育企画室までご連絡ください。

教育企画室（高校改革担当）  
電話番号 055-223-1767